

資料 2－1

平成 20 年度の診療報酬改定に向けた検討について

平成 20 年度診療報酬改定に向けた検討については、今後社会保障審議会においてとりまとめられる基本方針や内閣において決定される改定率を踏まえて行われる。

その検討に当たっては、一定の地域や産科・小児科などの診療科において必要な医師が確保できず、医療の提供や患者の受療に支障が生じている状況もあり、地域医療の確保・充実に特に配慮を行う必要がある。

(別添参考資料参照)

改定に向けた具体的な検討項目としては、以下のように考えてはどうか。

1 より良い医療の提供を目指すための評価

① 医療の実情を踏まえた視点からの検討

ア 勤務医の負担軽減の方策

病院勤務医の勤務が過酷になっている状況にあり、勤務医の負担軽減の方策を検討する必要がある。

イ 救急医療、産科医療、小児医療等の重点的な評価

出産の状況が変化する一方で、分娩施設数が 10 年間で約 1,000 施設減少する等の状況の中で、必要な医療の確保に向けて検討する必要がある。

② 医療機関・薬局の機能を踏まえた視点からの検討

ア 初診料・再診料体系等の外来医療の評価の在り方の検討

診療所と病院の外来機能について、地域における役割を踏まえ適切な評価を検討する。なお、薬局についても、同様に、その役割・機能に着目した評価を検討する必要がある。

イ 入院医療の評価の在り方の検討

病院は、主として入院機能を担っていくべきであるが、現実には来院する外来患者に対応している状況もあり、結果として、勤務医が疲弊しているとの指摘もある。このため、大病院が入院医療の比重を高める取組の促進に向けて検討する必要がある。

③ 個別の医療施策を推進する視点からの検討

ア がん対策を推進するための評価の検討

がん対策については、がん対策基本法が本年4月1日より施行され、同法に基づき「がん対策推進基本計画」が、平成19年度から平成23年度までの5年間を対象として策定された。この基本計画に基づき、がん医療の推進のための評価を検討する必要がある。

イ 心の問題等への対応と適正な評価の検討

我が国の自殺者数増加に対応するため、必要な人に適切な精神科医療が受けられるよう評価を検討する必要がある（自殺対策基本法及び自殺対策大綱参照）。

また、子どもの心の問題についても、必要な医療が十分に受けられるよう検討を行う必要がある。

2 患者の視点の重視

○ 安心・納得できる医療の評価の検討

平成18年改定により、保険医療機関等に医療費の内容の分かる領収書の発行を義務付けたが、その発行状況等に係る検証結果を踏まえて検討する必要がある。

3 医療技術の適正な評価

① 真の医療ニーズに沿った医療の評価

必要な医療は、基本的に公的保険で給付するという国民皆保険の理念を維持するためには、医療保険の給付対象を真の医療ニーズに対して提供された医療に限るべきであり、7対1入院基本料の基準を始め、必要な見直し等を行う必要がある。

② 医療技術の評価・再評価

医療技術の進歩や治療結果等を踏まえ、新規技術の適切な導入等が図られるよう、医療技術の評価、再評価を進める必要がある。

③ 医療の質の評価

医療の質については、これまで、医師の経験年数や有すべき施設といった提供側に具備すべき要件を設けること等により確保してきたが、今後、提供された医療の結果により質を評価する手法を検討する必要がある。

4 革新的新薬・医療機器等イノベーションの適切な評価と後発品の使用促進

革新的新薬の適切な評価の検討とともに、特許の切れた医薬品については後発品への置き換えが着実に進む方策を検討する。

5 上記以外の重要項目

① 歯科診療の特性を踏まえた適正な評価の検討

歯科疾患に係る指導管理料等の算定要件とされている文書による情報提供等につき、検証結果を踏まえて必要な検討を行う必要がある。また、歯科診療ガイドラインの見直し等を受けて、見直し等を検討する必要がある。

② DPCの在り方の検討

DPC対象病院数の拡大に伴って、DPC対象医療機関の基準の在り方、適切な算定及び請求ルールの構築等、制度・運用の見直しが必要となっている。

③ 診療報酬改定結果検証を踏まえた検討

ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査等の9項目について、平成18年改定による結果検証を実施しており、その結果検証を受けて必要な見直しを行う必要がある。

④ その他

初診料の電子化加算等、政策的に導入した項目等について、現状に合わせて検討する必要がある。